

## 一般不妊治療医療費助成制度の変更について

### 1. 経 過

平成29年度の東京都の新規事業として、不妊検査及び一般不妊治療の助成事業が開始されることに伴い、品川区で実施している一般不妊治療医療費助成について、下記のとおり制度を変更する。

### 2. 一般不妊に対する助成制度

#### (1) 東京都制度

##### ■ 子育て環境の充実

201億円 (195億円)

出会い・結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子供の安全・安心な居場所づくりを促進するなど、安心して子供を産み育てられる環境の整備を推進します。

- 不妊治療費助成 (規模 延19,762人→延23,075人)
- 不妊検査等助成 (規模 4,200人)
- 出産・子育て応援事業 (ゆりかご・とうきょう事業)
- 子供手帳モデルの検討
- 新生児医療担当医育成支援事業 (規模 30人)
- 子供の居場所創設事業 (規模 4か所→10か所)



※平成29年度 東京都予算案の概要(抜粋)

#### (2) 品川区制度

- 1) 妻の年齢が43歳になる誕生日の前日までの医療費が対象
- 2) 性交タイミング指導、薬物療法、手術療法、人工授精等への検査・治療に助成

	件 数	助成総額
平成28年度実績	1,029件	55,571,052円
平成29年度予算	920件	51,520,000円

### 3. 品川区一般不妊治療医療費助成制度の変更内容

#### (1) 平成29年度の対応について

都制度が詳細不明のため、都および他自治体の一般不妊治療助成との併給はできないこととする。なお、5月17日に東京都と意見交換会を行い、都制度の詳細や問題点など確認する予定である。

#### (2) 平成30年度以降の対応について

都制度の動向をふまえて、区制度のあり方を検討していく。